

議員派遣について

[本会議での取り扱い]

- 議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）を本会議席上に配付し、採決を行う。
- 質疑、討論は行わず、即決の扱いとする。
- 意見等があれば、運営委員会で表明することができる。

【参 考】

地方自治法（第 100 条）

- ⑫ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

横浜市会会議規則（第 117 条）

市会において審査、調査その他必要により議員を派遣する場合は、市会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にある場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

議 員 派 遣 一 覧 表 (案)

目 的	場 所		期 間	派遣議員
<p>本市の環境施策及び福祉施策等の参考とするため、各都市を調査するとともに、国際交流を促進することを目的に欧州各都市を視察する。</p>	<p>オスロ市、コングスベルク市、ベルゲン市（ノルウェー）、ウプサラ市（スウェーデン）</p>	<p>[1班] ブカレスト市（ルーマニア）、コペンハーゲン市（デンマーク）</p>	<p>平成20年6月27日から 平成20年7月8日まで</p>	<p>伊波洋之助 大久保純男 佐藤 茂 畑野 鎮雄 藤代 耕一 丸山 峰生 山田 一海</p>
		<p>[2班] ミュンヘン市（ドイツ）</p>	<p>平成20年6月27日から 平成20年7月7日まで</p>	<p>川口 珠江 小粥 康弘 中尾 智一 中山 大輔 森 裕之</p>